

益城町小中学校での感染症対応 (R5 第5版 ; 県リスクレベル1)

2023.5.12 時点 ; 益城町学校教育課

1 登校前

○家庭との連携による児童生徒の健康状況の把握

- ・ 新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、保護者と協力して学校へ外部からウイルスを持ち込まないことが重要です。そのためには各家庭の協力が不可欠となります。日常的な登校前の健康状況把握への協力を呼び掛けること。(検温は不要)
- ・ 学校では、今後も適切な換気及び手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導を行うことを保護者へ周知すること。
- ・ 軽微な症状があることをもって登校を一律に制限したり、医療機関等での自己検査を求めることのないようにすること。
- ・ 風邪症状や発熱での登校自粛は、合理性が有る場合は校長判断で出席停止。

○児童生徒が陽性の場合の出席停止の考え方

- ・ 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
(例 ; 3日目に症状が軽快した場合、最低限の5日間の出席停止となる)
- ・ 家族等の感染による登校の自粛については、校長判断で出席停止が可能

○学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本

2 学校生活と授業【現状＝県リスクレベル1 ; 令和5年5月10日時点】

【授業及び休み時間について】(換気 ; 2方向の窓を同時に開放し、常時換気する)

- 換気及び手指消毒を徹底するものとし、対面でのグループワーク・実験・調理実習
- ・ 体育等の教科における制限は特に設けないものとする。(マスクの着用は不要)

【給食について】

- 給食の際は黙食は必要なく、換気を確保し大声での会話を控えるものとする。机を向かい合わせにすることも可能とする。

【マスク等に関する個別の事情への対応】

- 重症化リスクの高い家族等がいる場合など、対策を厳格に求められることが想定されるため、個別事情による申し出には状況に応じ各学校で可能な範囲で対応する。

3 部活動

- 換気対策を行ったうえで、通常実施する。

- 活動と一緒にいった部員に陽性者が出た場合は、感染拡大の可能性のある時のみ、当該部活動を必要な期間について中止する。

- 学校での部活動練習は、通常通りの時間で実施する。

- 練習試合・公式大会参加は通常通り参加することとする。

- 合宿及び県外遠征は、感染状況を確認し、校長了解のもと実施する。

4 学校行事

- 本年度の修学旅行及び集団宿泊・見学旅行は、感染状況を確認し実施する。
- 修学旅行・集団宿泊の計画について、保護者には事前に文書周知すること。
- 保護者を集める授業参観やイベントは、換気及び手指消毒を行い通常実施する。
- 給食の実施変更について、できる限り10日前までに給食センターへ連絡を行う。

5 教職員の勤務

【学校での勤務】

- 通常の勤務体制とし、職員室での換気を徹底すること。
- 本人の体調不良や家族の感染に不安のある場合は出勤させない。
- オンライン及びオンデマンド研修の場合は、原則として勤務校での受講とする。
- 新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、職務専念義務免除または特別休暇（出勤困難）とする。子の世話をする職員が学級閉鎖等で出勤困難な場合は特別休暇とする。なお、陽性後に回復が遅れている場合は、特別休暇（出勤困難）とする。

6 来校者への対応

- 保護者や学校関係者の個別相談等は、通常通りの受け入れ可とする。
- 学校で使用する物資の納入業者については、検温・手指消毒のうえ可とする。

7 保護者等への連絡

- 緊急の場合に備え、素早く対応できるようにメール配信での連絡体制を周知徹底しておく。（メール登録できない場合は、個別の電話連絡を確実に行う。）

8 保護者からの夜間・休日の連絡窓口

- 保護者からの感染症に係る夜間・休日の連絡は必要ありません。
- ※感染症対応に関し相談がある場合、学校から286-3307(町教委)へ連絡願います。

9 相談窓口(コロナ禍における、いじめなど悩み事に関する子どもの相談窓口の周知)

いじめ電話相談窓口 096-286-1770 (益城町教育委員会内)